

瀬戸市水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成 23 年 3 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市水道事業管理規程第 2 号

瀬戸市水道事業会計規程の一部を改正する規程

瀬戸市水道事業会計規程（昭和 45 年瀬戸市水道事業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（企業出納員等）</p> <p>第 2 条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 企業出納員は都市整備部水道課長（以下「水道課長」という。）を、現金取扱員は市長が任命した者をもって充てる。</p> <p>3 現金取扱員 1 人が 1 日に取り扱うことができる現金の限度額は、50 万円とする。ただし、<u>市長</u>が特に必要と認めたときは、この限りでない。</p> <p>（金融機関の出納事務取扱）</p> <p>第 4 条 <u>市長</u>は、水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を市長の同意を得て指定した金融機関に行わせるものとする。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>（勘定科目）</p> <p>第 9 条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 前項に規定する勘定科目の区分は、<u>市長</u>が別に定める。</p> <p>（納付方法）</p>	<p>（企業出納員等）</p> <p>第 2 条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 企業出納員は都市整備部水道課長（以下「水道課長」という。）を、現金取扱員は<u>管理者</u>が任命した者をもって充てる。</p> <p>3 現金取扱員 1 人が 1 日に取り扱うことができる現金の限度額は、50 万円とする。ただし、<u>管理者</u>が特に必要と認めたときは、この限りでない。</p> <p>（金融機関の出納事務取扱）</p> <p>第 4 条 <u>管理者</u>は、水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を市長の同意を得て指定した金融機関に行わせるものとする。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>（勘定科目）</p> <p>第 9 条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 前項に規定する勘定科目の区分は、<u>管理者</u>が別に定める。</p> <p>（納付方法）</p>

(収入の調定)

第10条 水道課長は、収入の調定をしようとする場合は、振替伝票（調定と同時に収入の収納が行われる場合には、収入伝票）を発行し、収入の根拠、所属年度、収入科目、納入すべき金額、納入義務者等を明らかにした書類を添付し、市長の決裁を受けなければならない。

2 <省略>

第12条 納入義務者は、総括出納取扱金融機関、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関（以下「出納取扱金融機関等」という。）において、現金、証券（地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第21条の3に規定する証券をいう。以下同じ。）又は口座振替若しくは自動振込の方法により納付しなければならない。

2 <省略>

(収納金の取扱い)

第12条の2 <省略>

2及び3 <省略>

4 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。第6項において同じ。）は、自ら収納した収入をその金額、納入義務者の氏名等を記載した領収済通知書を添えて総括出納取扱金融機関の水道事業の預金口座に当該収納の日の翌日までに振り替えなければならない。ただし、前条の規定による口座振替の方法による収入については、当該振り替えられた日の3営業日後までに振り替えなければならない。

5 水道課長は、株式会社ゆうちょ銀行から領収済通知書、振替受払通知票及び公金払込高通知書の送付を受けたときは、領収済通知書を添えて総括出納取扱金融機関の瀬戸支店に当該送付

(収入の調定)

第10条 水道課長は、収入の調定をしようとする場合は、振替伝票（調定と同時に収入の収納が行われる場合には、収入伝票）を発行し、収入の根拠、所属年度、収入科目、納入すべき金額、納入義務者等を明らかにした書類を添付し、管理者の決裁を受けなければならない。

2 <省略>

第12条 納入義務者は、総括出納取扱金融機関、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関（以下「出納取扱金融機関等」という。）において、現金、証券（地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第21条の3に規定する証券をいう。以下同じ。）又は口座振替の方法により納付しなければならない。

2 <省略>

(収納金の取扱い)

第12条の2 <省略>

2及び3 <省略>

4 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、自ら収納した収入をその金額、納入義務者の氏名等を記載した領収済通知書を添えて総括出納取扱金融機関の水道事業の預金口座に当該収納の日の翌日までに振り替えなければならない。

5 水道課長は、郵便貯金銀行から領収済通知書、振替受払通知票及び振替公金払込高通知書の送付を受けたときは、領収済通知書及び振替小切手を添えて瀬戸市指定金融機関瀬戸市役所

を受けた日の3営業日後までに払い込まなければならない。ただし、前条の規定による自動振込の方法による収入については、振替受払通知票を添えて、当該振り替えられた日の3営業日後までに総括出納取扱金融機関の瀬戸支店に払い込まなければならない。

6 <省略>

(収入伝票の発行)

第14条 水道課長は、収入の収納を証する書類に基づいて収入伝票を発行し、当該書類を添えて市長の決裁を受けなければならない。

(過誤納金の還付)

第15条 水道課長は、収納金のうち過納又は誤納となったものがある場合は、当該過誤納金について、過誤納の理由、所属年度、収入科目、還付すべき金額及び還付すべき納入者を明らかにした支払伝票を発行し、市長の決裁を受けてその旨を納入者に通知し、還付しなければならない。

2 <省略>

(証券の支払拒絶等)

第16条 <省略>

2から5まで <省略>

6 水道課長は、納入義務者から納付された証券の支払が拒絶された旨の通知を総括出納取扱金融機関から受けた場合は、直ちに振替伝票を発行し、当該証券の支払の拒絶を証する書類を添付して市長の決裁を受けなければならない。この場合において水道課長が収納した証券があるときは、直ちに当該証券を納付した納入義務者に対して当該証券の支払が拒絶され、かつ、当該収入の納付が取り消された旨及び当該証券を還付する旨を通知しなければならない。

7 <省略>

派出所に払い込まなければならない。

6 <省略>

(収入伝票の発行)

第14条 水道課長は、収入の収納を証する書類に基づいて収入伝票を発行し、当該書類を添えて管理者の決裁を受けなければならない。

(過誤納金の還付)

第15条 水道課長は、収納金のうち過納又は誤納となったものがある場合は、当該過誤納金について、過誤納の理由、所属年度、収入科目、還付すべき金額及び還付すべき納入者を明らかにした支払伝票を発行し、管理者の決裁を受けてその旨を納入者に通知し、還付しなければならない。

2 <省略>

(証券の支払拒絶等)

第16条 <省略>

2から5まで <省略>

6 水道課長は、納入義務者から納付された証券の支払が拒絶された旨の通知を総括出納取扱金融機関から受けた場合は、直ちに振替伝票を発行し、当該証券の支払の拒絶を証する書類を添付して管理者の決裁を受けなければならない。この場合において水道課長が収納した証券があるときは、直ちに当該証券を納付した納入義務者に対して当該証券の支払が拒絶され、かつ、当該収入の納付が取り消された旨及び当該証券を還付する旨を通知しなければならない。

7 <省略>

<p>(不納欠損)</p> <p>第17条 法令若しくは条例又は議会の議決によって債権を放棄し、又は時効等により債権が消滅した場合において、水道課長は、振替伝票を発行し、当該伝票によって当該債権に係る収入金の調停の年月日、金額、収入科目、調停後の経緯等を記載した文書を添付して市長に報告しなければならない。</p>	<p>(不納欠損)</p> <p>第17条 法令若しくは条例又は議会の議決によって債権を放棄し、又は時効等により債権が消滅した場合において、水道課長は、振替伝票を発行し、当該伝票によって当該債権に係る収入金の調停の年月日、金額、収入科目、調停後の経緯等を記載した文書を添付して管理者に報告しなければならない。</p>
<p>(支出の手続)</p> <p>第18条 水道課長及び所長(瀬戸市水道事業の組織及び処務に関する規程(平成18年瀬戸市水道事業管理規程第1号)第7条第1項の所長をいう。)(以下「主務課長」という。)は、支出の原因となるべき契約その他の行為については、あらかじめ文書により、<u>所長がするとき</u>は水道課長に合議のうえ、<u>市長の決裁</u>を受けなければならない。</p>	<p>(支出の手続)</p> <p>第18条 <u>当該事務を所掌する課長及び所長</u>(以下「主務課長」という。)は、支出の原因となるべき契約その他の行為については、あらかじめ文書により水道課長に合議のうえ、<u>管理者の決裁</u>を受けなければならない。</p>
<p>2 支出しようとする場合は、水道課長は、当該支出に関する書類に基づいて振替伝票(現金の支払を伴う支出にあつては、支払伝票)を発行し、当該書類を添えて<u>市長の決裁</u>を受けなければならない。</p>	<p>2 支出しようとする場合は、水道課長は、当該支出に関する書類に基づいて振替伝票(現金の支払を伴う支出にあつては、支払伝票)を発行し、当該書類を添えて<u>管理者の決裁</u>を受けなければならない。</p>
<p>(支払伝票の発行)</p> <p>第19条 水道課長は、支出のうち現金の支払を伴うものについては、債権者の請求書その他証拠となるべき書類(以下「請求書等」という。)に基づき支払伝票を発行して<u>市長の決裁</u>を受けなければならない。</p>	<p>(支払伝票の発行)</p> <p>第19条 水道課長は、支出のうち現金の支払を伴うものについては、債権者の請求書その他証拠となるべき書類(以下「請求書等」という。)に基づき支払伝票を発行して<u>管理者の決裁</u>を受けなければならない。</p>
<p>2から4まで &lt;省略&gt;</p>	<p>2から4まで &lt;省略&gt;</p>
<p>(前渡金管理者)</p> <p>第20条の2 <u>市長</u>は、資金の前途を受けるとして前渡金管理者を指定する。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前渡金管理者に事故があるとき又は前渡金管理者以外に資金を前渡する必要がある</p>	<p>(前渡金管理者)</p> <p>第20条の2 <u>管理者</u>は、資金の前途を受けるとして前渡金管理者を指定する。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前渡金管理者に事故があるとき又は前渡金管理者以外に資金を前渡する必要がある</p>

ときは、資金の前渡を受けることができる職員を指定することができる。

(前渡金の精算)

第20条の6 <省略>

2 水道課長は、前項の精算書及び証拠となるべき書類に基づいて振替伝票、収入伝票又は支出伝票を発行し、当該書類を添付して市長の決裁を受けなければならない。

(前渡金の引継ぎ)

第20条の7 前渡金管理者が更迭したときは、前任者は更迭の日後5日以内に前渡金出納簿等及び現金を後任者に引継ぎ、そのてん末及び年月日を前渡金出納簿等の末尾に記載し、双方記名押印するとともに、その結果を資金前渡事務引継報告書によって市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、前任者が死亡その他の事由により自ら引継ぎをすることができないときは、市長は、他の職員に命じてその手続きをさせるものとする。

(過誤払金の回収)

第26条 水道事業の支出のうち、過払または誤払となったものがある場合は、過誤払を証する書類に基づいて振替伝票を発行し、市長の決裁を受けなければならない。

(購入)

第29条 水道課長は、予算に定めるたな卸資産の購入限度額の範囲内において必要に応じ、次の各号に掲げる理由を記載した文書によって市長の決裁を経て、たな卸資産を購入するものとする。

から まで <省略>

(納品の検査)

第30条 水道課長は、たな卸資産を購入又は修

るときは、資金の前渡を受けることができる職員を指定することができる。

(前渡金の精算)

第20条の6 <省略>

2 水道課長は、前項の精算書及び証拠となるべき書類に基づいて振替伝票、収入伝票又は支出伝票を発行し、当該書類を添付して管理者の決裁を受けなければならない。

(前渡金の引継ぎ)

第20条の7 前渡金管理者が更迭したときは、前任者は更迭の日後5日以内に前渡金出納簿等及び現金を後任者に引継ぎ、そのてん末及び年月日を前渡金出納簿等の末尾に記載し、双方記名押印するとともに、その結果を資金前渡事務引継報告書によって管理者に提出しなければならない。

2 前項の場合において、前任者が死亡その他の事由により自ら引継ぎをすることができないときは、管理者は、他の職員に命じてその手続きをさせるものとする。

(過誤払金の回収)

第26条 水道事業の支出のうち、過払または誤払となったものがある場合は、過誤払を証する書類に基づいて振替伝票を発行し、管理者の決裁を受けなければならない。

(購入)

第29条 水道課長は、予算に定めるたな卸資産の購入限度額の範囲内において必要に応じ、次の各号に掲げる理由を記載した文書によって管理者の決裁を経て、たな卸資産を購入するものとする。

から まで <省略>

(納品の検査)

第30条 水道課長は、たな卸資産を購入又は修

理したときは、検査員を定めこれの確認をし、納品書を徴さなければならない。

(受入れ)

第32条 水道課長は、たな卸資産を受け入れた場合は、振替伝票を発行し、市長の決裁を受け、貯蔵品出納簿に記帳しなければならない。

(払出し)

第33条 水道課長は、使用しようとするたな卸資産の払出しについて、次に掲げる事項を記載した材料精算票及び振替伝票を発行し、市長の決裁を受け、貯蔵品出納簿に記帳しなければならない。

から4まで <省略>

(不用品の処分)

第36条 水道課長は、たな卸資産のうち不用となり、又は使用に耐えなくなったものを不用品として整理し、市長の決裁を経てこれを売却しなければならない。ただし、買受人がないもの又は売却価額が売却に要する費用の額に達しないものその他売却することが不相当と認められるものについては、これを廃棄することができる。

2 <省略>

(実地たな卸しの立会)

第39条 前条の規定により水道課長が実地たな卸しを行う場合は、市長の指定するたな卸資産の受払に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(たな卸しの修正)

第40条 水道課長は、実地たな卸しの結果、総勘定元帳の残高がたな卸資産の現在高と一致しないときは、振替伝票を発行して市長の決裁を経て、これを修正しなければならない。

(購入)

理したときは、検査員及び立会人を定めこれの確認をし、納品書を徴さなければならない。

(受入れ)

第32条 水道課長は、たな卸資産を受け入れた場合は、振替伝票を発行し、管理者の決裁を受け、貯蔵品出納簿に記帳しなければならない。

(払出し)

第33条 水道課長は、使用しようとするたな卸資産の払出しについて、次に掲げる事項を記載した材料精算票及び振替伝票を発行し、管理者の決裁を受け、貯蔵品出納簿に記帳しなければならない。

から4まで <省略>

(不用品の処分)

第36条 水道課長は、たな卸資産のうち不用となり、又は使用に耐えなくなったものを不用品として整理し、管理者の決裁を経てこれを売却しなければならない。ただし、買受人がないもの又は売却価額が売却に要する費用の額に達しないものその他売却することが不相当と認められるものについては、これを廃棄することができる。

2 <省略>

(実地たな卸しの立会)

第39条 前条の規定により水道課長が実地たな卸しを行う場合は、管理者の指定するたな卸資産の受払に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(たな卸しの修正)

第40条 水道課長は、実地たな卸しの結果、総勘定元帳の残高がたな卸資産の現在高と一致しないときは、振替伝票を発行して管理者の決裁を経て、これを修正しなければならない。

(購入)

第43条 固定資産を購入しようとするときは、水道課長は、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって、市長の決裁を受けなければならない。

から まで <省略>

2 <省略>

(交換)

第44条 主務課長は、固定資産を交換しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書により、所長がするときは水道課長に合議のうえ、市長の決裁を受けなければならない。

から まで <省略>

2 <省略>

(無償譲り受け)

第45条 主務課長は、固定資産を無償で譲り受けようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書により、所長がするときは水道課長に合議のうえ、市長の決裁を受けなければならない。

から まで <省略>

2 <省略>

(工事の施行)

第46条 主務課長は、建設改良工事を施行しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書により、所長がするときは水道課長に合議のうえ、市長の決裁を受けなければならない。

から まで <省略>

2 <省略>

(取得の報告)

第47条 主務課長は、固定資産を取得した場合は、遅滞なく市長に報告しなければならない。

第43条 固定資産を購入しようとするときは、水道課長は、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって、管理者の決裁を受けなければならない。

から まで <省略>

2 <省略>

(交換)

第44条 固定資産を交換しようとするときは、主務課長は、次の各号に掲げる事項を記載した文書により水道課長に合議のうえ、管理者の決裁を受けなければならない。

から まで <省略>

2 <省略>

(無償譲り受け)

第45条 固定資産を無償で譲り受けようとするときは、主務課長は、次の各号に掲げる事項を記載した文書により水道課長に合議のうえ、管理者の決裁を受けなければならない。

から まで <省略>

2 <省略>

(工事の施行)

第46条 建設改良工事を施行しようとする場合は、主務課長は、次の各号に掲げる事項を記載した文書により水道課長に合議のうえ、管理者の決裁を受けなければならない。

から まで <省略>

2 <省略>

(取得の報告)

第47条 主務課長は、固定資産を取得した場合は、遅滞なく水道課長及び管理者に報告しなければならない。

<p>2 &lt;省略&gt; (建設改良工事の精算)</p> <p>第48条 主務課長は、建設改良工事が完成した場合は、遅滞なく<u>市長</u>に報告しなければならない。</p>	<p>2 &lt;省略&gt; (建設改良工事の精算)</p> <p>第48条 主務課長は、建設改良工事が完成した場合は、遅滞なく<u>水道課長及び管理者</u>に報告しなければならない。</p>
<p>2 &lt;省略&gt; (事故報告)</p> <p>第51条 主務課長は、天災その他の理由により水道事業の固定資産が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、遅滞なく<u>市長</u>にその旨を報告しなければならない。</p> <p>(売却等)</p>	<p>2 &lt;省略&gt; (事故報告)</p> <p>第51条 主務課長は、天災その他の理由により水道事業の固定資産が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、遅滞なく<u>水道課長及び管理者</u>にその旨を報告しなければならない。</p> <p>(売却等)</p>
<p>第52条 主務課長は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書により、<u>所長</u>がするときは水道課長に合議のうえ、<u>市長</u>の決裁を受けなければならない。</p> <p>から まで &lt;省略&gt;</p>	<p>第52条 主務課長は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書により<u>水道課長</u>に合議のうえ、<u>管理者</u>の決裁を受けなければならない。</p> <p>から まで &lt;省略&gt;</p>
<p>2 &lt;省略&gt; (決算報告書等の提出)</p> <p>第58条 水道課長は、毎事業年度末速やかに次の各号に掲げる書類を作成して<u>市長</u>の決裁を受けなければならない。</p> <p>から まで &lt;省略&gt;</p>	<p>2 &lt;省略&gt; (決算報告書等の提出)</p> <p>第58条 水道課長は、毎事業年度末速やかに次の各号に掲げる書類を作成して<u>管理者</u>の決裁を受けなければならない。</p> <p>から まで &lt;省略&gt;</p>
<p>2 <u>都市整備部長</u>は、毎事業年度5月末日までに前項各号に掲げる書類及び証書類を市長に提出するものとする。</p> <p>(予算の執行)</p>	<p>2 <u>管理者</u>は、毎事業年度5月末日までに前項各号に掲げる書類及び証書類を市長に提出するものとする。</p> <p>(予算の執行)</p>
<p>第60条 水道課長は、企業の適切な経営活動の調整を図り、事業の合理的かつ能率的な運営に資するため、議決を経た予算に基づいて執行計画を作成し、<u>市長</u>の決裁を受けて予算執行の統制を図るものとする。</p>	<p>第60条 水道課長は、企業の適切な経営活動の調整を図り、事業の合理的かつ能率的な運営に資するため、議決を経た予算に基づいて執行計画を作成し、<u>管理者</u>の決裁を受けて予算執行の統制を図るものとする。</p>



<p>(流用及び予備費使用の手続)</p> <p>第61条 水道課長は、予算の定めるところにより流用しようとする場合は、異動決議書により<u>市長</u>の決裁を受けなければならない。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>(計理状況の報告)</p> <p>第63条 水道課長は、毎月末日をもって試算表及び資金予算表を作成し、<u>市長</u>の決裁を受けなければならない。この場合において、<u>都市整備部長</u>は、当該試算表及び資金予算表を翌月20日までに市長に提出するものとする。</p> <p>(徴収又は収納を委託した私人の証票)</p> <p>第64条 <u>市長</u>は、水道料金の徴収又は収納を委託した私人に携行させるため、委託業務従事者証(第1号様式)を交付する。</p> <p>(領収印の届出)</p> <p>第66条 水道課長、現金取扱員及び公金徴収事務等受託者は、前条の規定による領収印を紛失又は毀損した場合は、<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第67条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は<u>市長</u>が定める。</p>	<p>(流用及び予備費使用の手続)</p> <p>第61条 水道課長は、予算の定めるところにより流用しようとする場合は、異動決議書により<u>管理者</u>の決裁を受けなければならない。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>(計理状況の報告)</p> <p>第63条 水道課長は、毎月末日をもって試算表及び資金予算表を作成し、<u>管理者</u>の決裁を受けなければならない。この場合において、<u>管理者</u>は、当該試算表及び資金予算表を翌月20日までに市長に提出するものとする。</p> <p>(徴収又は収納を委託した私人の証票)</p> <p>第64条 <u>管理者</u>は、水道料金の徴収又は収納を委託した私人に携行させるため、委託業務従事者証(第1号様式)を交付する。</p> <p>(領収印の届出)</p> <p>第66条 水道課長、現金取扱員及び公金徴収事務等受託者は、前条の規定による領収印を紛失又はき損した場合は、<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第67条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は<u>管理者</u>が定める。</p>
---	---

## 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。